



家畜飼養者の皆さまへ

家畜の飼養衛生管理が強化されます！

家畜伝染病予防法では、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準（飼養衛生管理基準）を定め、その遵守を義務付けています。

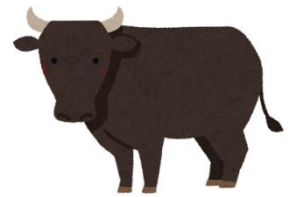
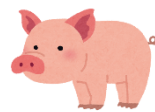
令和2年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生や、ワクチン接種農場での豚熱発生での課題を踏まえ、飼養衛生管理基準等が改正され、**令和3年10月1日に施行**されます（一部の項目は猶予期間があります）。

改めて衛生管理を見直し、大切な家畜を疾病から守りましょう。

★詳細については農林水産省のホームページで御確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

主な改正点について



○大規模農場所有者に義務化されたこと

畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置

1人で複数の畜舎を見る場合、鶏は10万羽、豚は3,000頭、牛は200頭を超えないようにする

疾病発生時の対応計画を自ら策定

防疫措置に必要となる人員や資材の準備、動線の確保などを盛り込んだ計画をあらかじめ作る



○全ての家畜所有者に義務化されたこと

埋却地又は焼却施設を確保する。困難な場合は、県が示す代替方法により対応する。

～その他、御不明な点は管轄の家畜保健衛生所までお問い合わせください

県北家畜保健衛生所 那須塩原市千本松800-3

TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 携帯:090-7205-1826(夜間・休日)

(間違い電話が散見されます。間違いのないようお願いいたします。)

